

平成立石病院における院内感染対策の指針

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染対策は安全な医療を実践する上で最重要課題ととらえ、院内感染対策に病院として取り組む。具体的には、CDC「隔離予防策のためのガイドライン」で示されているスタンダードプリコーションと経路別対策を実践し、当院のすべての職員(実習生・研修生、担当業者含む)は、院内感染対策マニュアルを遵守するものとする。

2 院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

院内感染対策委員会・インфекションコントロールチーム(ICT)を組織し感染対策にあたる。看護部においては、リンクナース会を組織する。それぞれの委員会等は協力して院内感染対策に取り組む。

3 院内感染対策のための職員研修に関する基本方針

職員研修の対象者は委託業者を含めた全職員とし年2回程度定期的に行う。必要に応じて開催する。なお、研修の内容(開催日、受講日時、出席者、研修項目)について記録する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

職員は院内感染対策マニュアルで定めた感染症が発生した場合、速やかに所定の書式で委員会に報告する。院内感染対策委員会及びICTは発生状況を的確に把握し、診療委員会、医局会、看護長会等で報告し、感染対策の周知徹底を図る。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、ICTは速やかに詳細の把握に努め、関係職員と協力し防止対策を講ずる。なお、重大な感染事例発生の場合は、院内感染対策委員長は臨時院内感染対策委員会を招集し速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

6 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

患者さんが安心して医療を受けられるよう、「平成立石病院における院内感染対策の指針」を院内に掲示するとともに、ホームページで公開する。

7 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

全職員が遵守すべき院内感染対策の具体的実施方法は、院内感染対策マニュアルに示す。院内感染対策マニュアルは年に一回改訂を行う。院内感染対策マニュアルは院内感染対策委員会メンバーで作成し、院内感染対策委員会で審議、承認する。